



▲奥名町長から併任辞令を交付される県および近隣3町の税務職員

県と近隣4町合同による滞納対策強化を

町税等の徴収向上対策に係る併任職員辞令交付式

●職員の相互派遣により 滞納対策をさらに強化

4月13日（火）役場会議室で、町税等の徴収向上対策に係る併任職員辞令交付式が実施され、県および嘉島町、御船町、益城町の税務職員に本町税務課の併任職員の辞令が交付されました。この取り組みは、現在の地方自治体において、住民負担の公平を図るために町税などの徴収努力がさらに必要であるとともに、昨今の厳しい財政事情や地方分権の推進の中で、貴重な自主財源である税収の確保が重要であることから実施。県および4町の税務職員を相互に派遣し併任職員とすることで、滞納処理事務の向上と参加団体間の税関連事務の効率化・合理化を図り、税収の向上を目指します。

相互派遣を行うことで、参加団体間の町税などの徴収事務に関する連携協力体制をとります。住民に対する啓発などでの自主納付意識の向上や、滞納者の実態調査、滞納処分などの充実・強化を行い、町税などの徴収向

上を目指すとともに、情報交換の活性化などにより参加団体相互の税収確保に取り組みます。

●今年度から差し押さえた 動産などの公売会を開催

町では、併任職員による町税などの徴収による徴収体制の強化を図るとともに、滞納処分を強力に推進し、滞納金の縮減に取り組みます。

そこで、これまで行ってきた滞納者宅などへの訪問による徴収に加えて、滞納者に対して積極的にあらゆる財産（動産、不動産、預金、給与、債権、生命保険など）を調査し、滞納者宅などを搜索して動産の差し押さえを行うなど、滞納処分のさらなる強化を図ります。

徴収強化に伴い、差し押さえた動産・不動産などは公売会により公売し、その代金を滞納額に充てます。

▼お問い合わせ先
町税務課

☎ 096・234・1111
（内線113）